

第 6493 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 8月 4日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 所得金額調整控除

Q : 所得金額調整控除制度が創設されましたが、源泉徴収はどのようにしたらいいのですか？

A : 月々の源泉徴収には影響ありませんが、年末調整において注意が必要です。

【解説】

平成30年の税制改正において、給与所得控除の見直しが行われ、給与収入が850万円を超える人の給与所得控除額が引き下げられました。この見直しにより所得税の負担が増えないようにと創設されたのが、所得金額調整控除です。

所得金額調整控除には23歳未満の扶養親族を有する者や特別障害者控除の対象である扶養親族等を有する者等に適用があるもの(子ども等)と給与所得と年金所得の双方を有する者に適用があるもの(年金等)があります。いずれも確定申告において適用されますが、(子ども等)については、年末調整においても適用できることとされています。

したがって、月々の源泉徴収においては特に何もせず、年末調整において、一定の要件に該当する場合、(子ども等)に係る控除額を計算し、給与所得の金額から控除することとなります。

なお、従業員等が「給与所得者の基礎控除申告書」や「給与所得者の配偶者控除等申告書」等を作成する場合において、合計所得金額の見積額を計算するときは、(子ども等)と(年金等)の両方を考慮する必要がありますので、この点に注意してください。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

